

別紙十一

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏名

加藤 博章

論文題目

自衛隊海外派遣の起源

The Origins of Overseas Dispatches of the Japanese Self-Defense Forces

論文審査担当者

主査 名古屋大学大学院環境学研究科 教授 山田高敬

副査 名古屋大学大学院環境学研究科 教授 高村ゆかり

副査 名古屋大学大学院環境学研究科 准教授 野村 康

副査 関西学院大学国際学研究科 教授 井口 治夫

論文審査の結果の要旨

別紙1-2

本論文は、第二次世界大戦後、日本が国際社会における人為的災害や自然災害に対して、憲法9条の枠組みの中で如何に自衛隊の海外派遣を含む人的貢献を実施したのかを歴史学的に検証するものである。

本論文はまず、サンフランシスコ講和会議後に採択された海外派兵禁止決議に至る政府内の論議に日本の人的貢献に関する法的解釈の起源を求める。国会における海外派兵禁止決議の議論の際に、憲法9条が禁止しているのは、武力行使を伴う海外派兵であり、武力行使を伴わない海外派遣については、憲法上容認できるとの日本国政府の見解が示され、それがその後の自衛隊海外派遣への足掛かりとなったことを本論文は実証している。そして日本が経済大国化する中で、日本に対して「国際貢献」が求められるようになり、それに応えるべく、人的貢献としての海外青年協力隊が創設され、非軍事的な視点から日本の安全保障を考える総合安全保障が議論されるようになったことを明らかにしている。この二つの流れ、すなわち憲法上の法解釈と「国際貢献」の国内外の期待の高まりが、国際緊急援助隊法の実現を可能にし、それが自衛隊の海外派遣の布石になったことを情報公開法に基づく資料や当事者に対するインタビューを基に説得的に実証している。そして1987年にペルシャ湾の機雷除去が問題になると、掃海艇の派遣の合憲性が政府内で議論されるようになった。本論文は、その時に示された中曾根政権の政府解釈（公海上での掃海行為は合憲であるという）が米国政府の認識に影響を与え、90年の湾岸危機において日本に掃海艇派遣を要請する米国政府の決定につながったことを明らかにした。一旦日本政府は、戦闘に巻き込まれる可能性が高いとして、米国の要請を拒否するも、憲法が禁止する戦闘状態が停止すると、日本政府は掃海艇の派遣に踏み切った。このように米国の要請に日本政府が迅速に対応できた理由を、本論文は、50年代の海外派兵禁止決議をめぐる議論と70年代以降に展開してきた「国際貢献」に関する人的貢献論に求めている。つまりこの土台があったからこそ、掃海艇の派遣が比較的短期間で実現し、その後自衛隊の海外派遣の範囲が国連平和維持活動などに急速に拡大していったとの考察を示している。

したがって本論文は、次の3点において先行研究よりも優れていると評価される。第1は、自衛隊海外派遣に関する先行研究は、そのほとんどが冷戦終結後の自衛隊海外派遣のみに着目しているが、本論文は、それに先行する自衛隊の海外派遣に関する議論を考察した。第2に、ペルシャ湾掃海艇派遣以前の自衛隊派遣に関する先行研究は、国際緊急部隊などの非軍事的な人的貢献に関する論議に着目してこなかったが、本論文は、まさにそこでの論議が自衛隊の海外派遣に繋がったことを学術的に解明した。そして第3に、ペルシャ湾掃海艇派遣がその後の政策決定者の認識を根本的に変え、自衛隊海外派遣の機能的拡大をもたらしことを一次資料に基づいて解明した。

以上のように、本論文は人的貢献論議がその後の自衛隊派遣の実現に果たした役割を一次資料や当事者へのインタビューに基づいて学術的に解明した点で高く評価できる。よって、本論文の提出者加藤博章氏は、博士（法学）の学位を授与される資格があるものと判定した。